

議案第六〇號

財産正財産処分について

左記の通り財産処分をなすものとする

記

一 財産の所在地 三朝町大字三徳字大瀬丸頭一三八

一面 積 八町歩

一 処分の内容 杉 三五歩 六〇〇石 四五年生 一

ス雑七町七五歩 一五〇石 三〇年生

一 処分の目的 杉の売却費をもつて造林費を造成せしむ

雑木は昭和三十一年度より三十二年計画より伐採  
し跡地に人工植栽をなさんとす

昭和十五年九月二十九日提出

三朝町長

坂出雅



昭和廿貳年九月卅日

日議決

三朝町議會議長

天野廉



原案可決